

令和6年度 都市における木材需要の拡大事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

都市部での木材需要の拡大に向けた木質耐火部材等、JAS構造材、
内装の木質化、木製サッシの普及・実証の取組を支援します

※本資料において、令和5年度事業からの変更点は青字、
重要と思われる記載については赤字で記載しています。

事業の趣旨、概要

事業の趣旨

我が国の森林が人工林を主体に利用期を迎えている中、この豊富な森林資源を活かして木材需要の拡大及びそれによる林業・木材産業の成長産業化を図っていくことが重要であり、これに向けて、**これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野**において**木材利用を高めるための取組**を進めていくことが必要です。

このため、**木質耐火部材等**を利用した**耐火・準耐火建築物等の建築**、表示された品質や性能に基づく構造計算に対応可能な**木材製品の利用**、**内装への木材製品の活用**、**木製サッシの導入**等により都市部を中心とした木材需要の拡大を図ります。

事業概要

建築事業者等が、都市部での木材需要の拡大に向けて、地域の先例となる建築物の構造部分等に**木質耐火部材等**を利用すること、非住宅建築物等において類似例の拡大が期待できる建築物の構造部分等に**JAS構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理したもの）、2×4工法構造用製材、CLT、構造用集成材、構造用LVL、構造用合板、構造用パネル、保存処理材）**を利用すること、建築物の利用者の目に触れやすく木材利用の普及効果の高い**内装部材に木材製品を利用**すること、非木質系資材が太宗を占める窓のサッシの木質化を推進するため先導的な事例となる**木製サッシを導入**することを通じて、設計、調達、施工時等における木材製品の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。

事業の構成

都市木利用拡大宣言

利用拡大宣言

都市における木材需要拡大に向けた
利用拡大の宣言

都市木材需要拡大事業

利用宣言で 登録された施工者 による実証

非住宅建築物等において、耐火・準耐火建築物、JAS
構造材、内装材、木製サッシの実証事業を支援

都市の木材需要の拡大に積極的な企業を

『見える化』

することで、都市の木質化の機運を醸成

これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野
で木材製品を実際に使っていただき、木材製品の品質、
性能、特性を感じていただくことで、これらの分野で
『**木材製品を継続的に利用**』していただける方を増やす
とともに、これらに係る課題を抽出する

都市木利用拡大宣言

宣言事業の募集概要

■対象者

木造建築物の施工関係者

（施主、設計者、施工者、木材関連事業者）

■提出する資料

- ・都市木利用拡大宣言登録申請書（宣言様式1）
- ・誓約書（宣言様式2）
- ・提出企業の概要がわかる資料（履歴事項全部証明書、会社概要、パンフレットなど）

■募集期限

2024年6月24日（月）～2025年3月21日（金）17時全木連必着

■提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル3F

一般社団法人 全国木材組合連合会 都市木材需要拡大事業事務局

1 登録申請書

(宣言様式 1)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言 登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

登録済みの方は宣言No.
を記入

☐ 新規申請	☐ 登録内容変更・目標の更新 ※宣言No.を右に記入
-------------------------------	--

宣言

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、以下の3
ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

3ヶ年目標

1年目(令和 年度)

2年目(令和 年度)

3年目(令和 年度)

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置する
ホームページ (<https://www.toshinokuzai.jp>) で、当社の連絡先等が公
開されることを了解します。

1. 宣言事業申請書

◇ 宣言文について

都市部や非住宅分野において木材利用を拡大することがイメージできるキャッチコピーを
作成してください。

・例1(工務店の場合)

「耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！」(木質耐火部材等の例)

「JAS構造材で都市の木造化推進!!」(JAS構造材の例)

「木に包まれた快適空間の創造！」(内装材の例)

「木の窓一番！」(木製サッシの例)

・例2(設計・デザイン事務所の場合)

「技術で拓く木造耐火建築！」(木質耐火部材等の例)

「JAS構造材で信頼の建築を支えます！」(JAS構造材の例)

「木のぬくもりを感じる空間づくりはお任せください」(内装材の例)

「木の窓で開く新しい未来！」(木製サッシの例)

・例3(製材工場の場合)

「大断面の製材なら〇〇製材(株)！」(木質耐火部材等の例)

「無垢内装材のことならおまかせください」(内装材の例)

・例4(木材流通業者の場合)

「準耐火木造建築の資材のことなら△△木材商店！」(木質耐火部材等の例)

「内装用の木材なら何でもそろえます！」(内装材の例)

・例5(発注者の場合)

「準耐火木造建築を推進します！」(木質耐火部材等の例)

◇ 目標について

3ヵ年の目標を年度毎に明記してください。

目標の内容は申請者自身の業態に合わせて、具体的且つ現実的な目標数値を設定して下さい。

・例1: 木造準耐火建築物を6棟建設します。

・例2: JAS構造材の年間使用量を30%アップします。

・例3: 年間5棟以上の内装木質化に取り組みます。

・例4: 木製サッシを年3件以上施工します。

・例5: JAS製品の供給を15%アップします。

・例6: 内装材生産量、年間〇〇㎡にチャレンジします。

・例7: 木造ビルを3棟以上発注します。

1/4

2 登録申請書－付表

(頁数様式1)

都市木利用拡大推進事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名			
代表者名			
住所	〒 -		
連絡先	TEL:	FAX:	
申請書類送付先	〒 -		
連絡先	TEL:	FAX:	
	E-Mail:		

2-1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報 ☐

当木材製品の生産・加工・流通等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者または担当部署名	TEL: E-Mail:		
連絡先	ホームページに掲載する担当者		
業種 (選択)	☐ 製材業 ☐ 木材市場業 ☐ 流通業 ☐ プレカット業 ☐ その他 ()		
主に取引している都市木材関連事業関連木材製品等 (複数選択可)	☐ 木質耐火材 (耐火材の種別) ☐ 断熱等性能区分構造用木材 (JAS) ☐ 枠造壁工法構造用木材 (JAS) ☐ 構造用集成材 (JAS) ☐ LVL (JAS) ☐ CLT (JAS) ☐ 内装材 ☐ 木製窓 (サッシ)		
対応地域			
対応可能地域 (県名) 注2			
会社木材供給事業者	登録 No.		
CP法の登録木材関連事業者	登録 No.		
森林認証制度の認定取得者	登録 No.		
その他 FR			

2-2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報 ☐

当木材製品を利用し、流通、内装等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者または担当部署名	TEL: E-Mail:		
連絡先	ホームページに掲載する担当者		
業種 (選択)	☐ 建築現場注書 ☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ その他 ()		

2. 付表

申請する事業者の企業情報を明記してください。

◇ 基本情報は必ず明記してください。

「事業者名」

「代表者名」

「住所（郵便番号を含む）」

「連絡先電話番号・FAX番号」

「申請担当情報」

「書類送付先」に通知書が届きます。

◇ 申請する事業者の事業の業態で記載欄が異なります。

「2-1.都市木利用拡大供給事業者企業情報」が

「2-2.都市木利用拡大利用事業者企業情報」を選択して明記して下さい。

	業態
2-1. 供給事業者	生産（製材等）
	加工（プレカット等）
	流通（木材市場、問屋、小売等）
2-2. 利用事業者	建築物の発注
	建築設計
	施工等

事業が両方に当てはまる場合は、両方の企業情報の□に☑を入れ、2-1.の記載事項を埋めていただき、2-2.の業種欄の該当する項目に☑を入れてください。

2 登録申請書一付表

(記入様式1)

主に利用する都市木材製品名(張込選択可)	☐ 木質断火部材(断火部材の種類： ☐ 断熱等性能区分構造用部材(JAS) ☐ 枠造壁工法構造用部材(JAS) ☐ 構造用集成材(JAS) ☐ LVL(JAS) ☐ CLT(JAS) ☐ 内装材 ☐ 木窓窓(サッシ)
対応可能地域(県単位)	☐
CF法の登録木材関連事業者	☐ 登録No.
森林認証制度(CoC)認定取得者	☐ 登録No.
その他注	☐

(注1) ※取付の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は県を記入していただくが、全国と記載して下さい。

3 掲示用文書様式

(宣言様式 4)

都市木利用拡大宣言

登録年月日:令和 年 月 日
宣言事業者 No.:
住 所:
会 社 名:
代表者名:

宣言

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、
以下の3ヶ年目標の実施に向けて努力することとします。

3ヶ年目標

1年目(令和 年度)

2年目(令和 年度)

3年目(令和 年度)

◇ 登録の通知が届いたら、宣言事業者番号、宣言内容、目標を記入し、自社のホームページに掲載、又は印刷して事務所に掲示してください。

都市木材需要拡大事業

令和 6 年度都市における木材需要の拡大事業

応募の留意点（公募要領 第11、15関係）

- 1 第6の(1)木質耐火部材等の区分については、公募を開始した日以降に工事に着工しているものについて助成対象となります。
- 2 第6の(2)JAS構造材、(3)内装材又は(4)木製サッシの区分については、公募を開始した日以降に調達が行われた木材製品の調達費が助成対象となります。
- 3 ただし、事前の見積書・発注書に木質耐火部材等・JAS構造材・内装材・木製サッシとその種類が明確でない場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。
- 4 また、上記1、2において、事業採択通知書の日付前に助成対象の建て方完了した物件の木材は助成対象外とします。

1. 助成対象の木材製品の利用(第6関係)

都市における木材需要の拡大事業(以下「都市木材需要拡大事業」といいます。)において助成対象となる木材製品の利用は、以下の4つの利用を対象とします。

1. 木質耐火部材等

- ・耐火・準耐火性能等が求められる木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物の新築、増築、改築における木質耐火部材等（燃えしろ、耐火被覆）の利用

2. JAS構造材

- ・木造又は木造とそれ以外の混構造の建築物の新築、増築、改築において、指定する構造部に対するJAS構造材*の利用

3. 内装材

- ・耐火・準耐火性能等が求められる建築物の新築、増改築、修繕等において、壁、天井、床の仕上げの表面への木材製品の利用

4. 木製サッシ

- ・建築物の新築、増改築、修繕等における木製サッシの利用

* JAS構造材：機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限る）、2×4構造用製材、構造用集成材、構造用LVL、CLT、保存処理材、構造用合板、構造用パネルをいう。

事業の組み合わせの可否について

組み合わせ	可否	備 考
1 木質耐火部材等 + 2 JAS構造材	×	公募要領第7の2
1 木質耐火部材等 + 3 内装材	○	公募要領第7
1 木質耐火部材等 + 4 木製サッシ	○	公募要領第7
1 木質耐火部材等 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第7
2 JAS構造材 + 3 内装材	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第5の(6)
2 JAS構造材 + 4 木製サッシ	○	公募要領第7
2 JAS構造材 + 3 内装材 + 4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第5の(6)
3 内装材 + 4 木製サッシ	△（耐火・準耐火のみ可）	公募要領第5の(6)

2. 申請者の要件（第4関係）

都市木材需要拡大事業に申請できるのは、都市木材需要拡大事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を全て満たした施工者します

1. **都市木利用拡大宣言事業の登録者**であって、都市木材需要拡大事業申請を初年度とする**3カ年目標を有する者**であること。
※新規登録、更新手続きには数日間必要となる場合もあるので事前に手続きを済ませてください。
2. 木材SCM支援システム「もりんく」の事業者登録していること。
※新規登録、更新手続きには数日間必要となる場合もあるので事前に手続きを済ませてください。
3. 事業を行う意思・計画を有し、的確に**実施できる能力**を有すること。
4. 経理その他の**事務の管理体制、処理能力**を有すること。
5. 公正取引委員会から**排除措置命令等を受けていない**こと。
6. 建設業法の**建設業者**であり、申請に係る工事に必要な**建設業法の許可**を受けていること。
(許可不要な工事においてはこの限りでない)

2. 申請者の要件（第4関係）

7. 自ら又は経営者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者またはその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと。
8. 過去3か年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において補助金の返還命令を受けた者でないこと。
9. (1) 木質耐火部材又は(2) JAS構造材の区分では建築確認申請等(建築工事届は含まない)で**施工者**と確認できる者、又は**その事業者から**本事業を申請する権利を**委譲された者**であること。
10. (2) JAS構造材の区分では「**建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン**」(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>)による**炭素貯蔵量の算定**又は、**建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定**を行う者であること。（林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用して作成した計算結果）

2. 申請者の要件（第4関係）

11. 申請（物件）数が**3棟以上**の事業者は、

- (1) **クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者**であること。
- (2) **上記(1)に加え、次のいずれかの要件を満たすものであること。**

なお、事業申請時に調整中の場合も事業申請ができることとしますが、8月30日(金)までに要件を満たすことが必要となります。

- ① **山元の素材生産事業者等と安定供給協定等を締結したJAS構造材生産施設を有する都市木宣言事業者と共同申請する者であること。**
- ② **「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく協定締結者であること。**
- ③ **建築物木材利用促進協定を締結した都市木宣言事業者である建築主との共同申請する者であること。**
- ④ 申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS等構造材」に製品登録をしている者であること。
- ⑤ (2) JAS構造材以外の区分では「**建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン**」(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>)による**炭素貯蔵量の算定**又は、**建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定**を行う者であること。（林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用して作成した計算結果）

12. 「**長屋**」、「**共同住宅**」、「**寄宿舍**」又は「**下宿**」は、**延床面積500㎡以下かつ2階建て以下**の場合は**助成対象外**。**延床面積500㎡超え又は3階建ての場合は、1者当たり1棟まで申請可能。**

(建築確認申請書第6面【5.構造計算の区分】に該当するものに限る)

3. 助成対象建築物の要件（第5関係）

都市木材需要拡大事業の対象とすることができる建築物は**建築確認申請等を提出し(修繕等は除く。)**、以下の条件を全て満たした物件とします(内装材、木製サッシの利用のみの場合も含む)

1. 建築主が国でないもの
2. 3階以下の居住専用住宅、事業用併用住宅を**除く**建築物で、**用途区分による対照表**(事業のホームページに掲載)に掲げるもの
3. 建築物において基礎より上部の**助成対象部分**において**本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていない**もの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関(以下「補助事業実施機関」という)が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国資金(地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く)が含まれていないことを補助事業実施機関の資料により確認できる場合はこの限りでない。
4. 反社会的勢力が整備又は所有するものでないこと
5. (1) 木質耐火部材等及び(2) JAS構造材の区分では、新築、増築、改築する部分の床面積の合計(非木造部分を除く)が**10m²を超える**ものであること
6. (1) 木質耐火部材等及び(3) 内装材の区分では、**耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物**であること
7. (2) JAS構造材の区分では、指定するJAS構造材が指定する構造部の部材に使用される建築物であること。(「別表1 指定するJAS構造材の種類ごとの指定する構造部」を参照)

別表1 指定するJAS構造材の種類ごとの指定する構造部

JAS構造材の種類	指定する構造部	備 考
(1) 機械等級区分構造用製材	構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	目視等級区分構造用製材（乾燥材）は、機械等級区分構造用製材が使われている場合に限りJAS構造材に算入することができる
(2) 2×4工法構造用製材 （たて継ぎ材を含む）	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(3) 構造用集成材	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(4) 構造用LVL	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(5) 保存処理材	構造耐力上主要な部分の土台等	JAS認証の保存処理が施されたものに限る
(6) CLT	構造部の壁、床、屋根、柱、梁桁、トラス、土台のいずれか	
(7) 構造用合板	上記（1）～（6）が使用された助成対象階での使用を対象	
(8) 構造用パネル	上記（1）～（6）が使用された助成対象階での使用を対象	

4. 助成金の額- 1 木質耐火部材等 (第7関係)

(1)、(2)、(3)の区分ごとにア、イを比較し、低い方の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額		
(1) 燃えしろ製材*を活用した建築物	ア	事業申請時に申告する木造又は木造と混構造とする予定の階の床面積の合計 × 13,600円/㎡
	イ	助成金交付申請時に申告する木造又は木造と混構造とした階の床面積の合計 × 13,600円/㎡
(2) その他**	ア	事業申請時に申告する木造又は木造と混構造とする予定の階の床面積の合計 × 11,900円/㎡
	イ	助成金交付申請時に申告する木造又は木造と混構造とした階の床面積の合計 × 11,900円/㎡
(3) *** CLT利用	ア	事業申請時に申告する利用予定のCLTの材積の合計 × 160,000円/㎡
	イ	助成金交付申請時に申告する利用したCLTの材積の合計 × 160,000円/㎡

注 * 製材の燃えしろ設計により(一部でも可)、耐火・準耐火性能等を確保するもの

** 構造用集成材、CLT、LVL等の燃えしろ設計、石膏ボードによる耐火被覆など(1)以外の方法で耐火・準耐火性能等を確保するもの

*** CLTを利用した建物では、(1)又は(2)の床面積による計算方法若しくは(3)のCLTの材積による算定方法を選択することができる (併用することは不可)

4. 助成金の額- 2 JAS構造材 (第7関係)

(1)、(2)、(3)の区分ごとにア、イ、ウを比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

(1) ① 機械等級区分構造用製材 （併せて使用される目視等級区分構造用製材を含む） ② 2×4構造用製材 ③ 構造用集成材 ④ 構造用LVL ⑤ 保存処理材 ⑥ 構造用合板 ⑦ 構造用パネル	ア	事業申請時に申告する助成対象階で使用予定の左に掲げる①～⑤の品目のJAS構造材の材積の合計×60,000円/m ³ + ⑥、⑦の品目の調達費の1/2
	イ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用した左に掲げる①～⑤の品目のJAS構造材の材積の合計×60,000円/m ³ + ⑥、⑦の品目の調達費の1/2
	ウ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用した左に掲げる①～⑤の品目のJAS構造材の調達費 + ⑥、⑦の品目の調達費の1/2
(2) CLT	ア	事業申請時に申告する助成対象階で使用予定のCLTの材積の合計×130,000円/m ³
	イ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用したCLTの材積の合計×130,000円/m ³
	ウ	助成金交付申請時に申告する助成対象階で使用したCLTの調達費
(3) (1)のJAS構造材と (2)のCLTの併用の場合	ア	(1)のア + (2)のア
	イ	(1)のイ + (2)のイ
	ウ	(1)のウ + (2)のウ

JAS構造材の区分における調達費の算定

調達費を算出する際には、加工費、運搬費、値引きを以下の考えに基づいて按分してください。

- ・加工費、運搬費は、その対象となる木材の材積に対して按分します。
- ・値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・加工費…工場での木材の切削に係る費用になります。
- ・運搬費…助成対象の木材を調達するために必要な運搬費になります。
- ・現地における加工費、施工費は含まれません。

4. 助成金の額- 3 内装材 （第7関係）

ア、イ、ウを比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

内装材 (壁・天井)	ア	事業申請時に申告する内装材利用面積（壁・天井）×11,000円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積（壁・天井）×11,000円/m ²
	ウ	助成金交付申請時に申告する内装材（壁・天井）の調達費*
内装材 (床)	ア	事業申請時に申告する内装材利用面積（床）×7,000円/m ²
	イ	助成金交付申請時に申告する内装材利用面積（床）×7,000円/m ²
	ウ	助成金交付申請時に申告する内装材（床）の調達費*
壁・天井と床 を合わせて申 請する場合	ア	内装材（壁・天井）のア＋内装材（床）のア
	イ	内装材（壁・天井）のイ＋内装材（床）のイ
	ウ	内装材（壁・天井）のウ＋内装材（床）のウ

注
* 調達費は、助成対象となる木質化部分に係る下地材、内装仕上げ材の購入価格、工場でプレカットする場合の木材加工費（**現地加工、施工費は含みません。**）及び施工場所までの運搬費の合計となります。

4. 助成金の額- 4 木製サッシ (第7関係)

①、②、③を比較し、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

- ① 事業申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数*に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数*に1窓当たり60,000円を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの調達費** × 1 / 2 の金額

注

* 窓数は、建築物の1の開口部に設置する窓一式をもって1と数えることとします。

** 調達費は、助成対象となる窓ガラスの価格を含んだ木製サッシの購入代金及び施工場所までの運搬費の合計をいい、**現地での加工、取付等に係る施工費は含みません。**

4. 助成金の額-上限額（第7関係）

◆助成金の額の上限は、事業の区分ごとに次のとおりとなります。

区分	上限額
1 木質耐火部材等	1棟の事業に対して15,000千円を上限とします ただし、以下の<u>いずれか</u>に該当する場合は、30,000千円を上限とします ・建築物の延床面積が3,000m²以上の場合 ・助成対象となる<u>階が最上階から数えて4以上</u>の建築物 (3 内装材、 4 木製サッシを併用する場合も同額とします)
2 JAS構造材	
3 内装材	1棟の事業に対して 10,000千円 を上限とします
4 木製サッシ	1棟の事業に対して 1,000千円 を上限とします

5. スケジュール

主要な申請は2つ

1 事業申請書(事業へのエントリー)＜様式1号＞

受付期間

令和6年7月31日(水)～令和6年8月9日(金)(当日消印有効・持込可)

※ ただし、締切日受付分で予算額を超過した場合には、助成金の交付額を減額調整することがあります。

2 助成金交付申請書(助成金の申請)＜様式6号＞

受付期間 いずれか早い方

事業完了後1か月経過した日 又は 令和6年11月29日(金)まで
ただし4階建て以上の建築物については、令和6年12月10日(火)
までとします。

申請書の内容

1 事業申請書関係(事業へのエントリー)

(1)様式1号、都市木材需要拡大事業に係る**確認及び同意書(建築主の印があるもの)**、

環境負荷低減チェックシート、都市木宣言の3か年目標が確認できる資料、「もりんく」事業者登録を示す資料、 ※ホームページの印刷物

(2)様式1号の添付付属資料(申請する部材に応じて添付)

① 配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図(助成対象木材の凡例を付け図示したもの)

② **建築確認申請等(正式な受付印のある書類)**

③ **工事工程表**

④ 申請に係る木材製品等の使用予定量、予定調達費がわかる見積書・木拾い表等

⑤ 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し

⑥ 助成金振込先に関する資料

(3)-1 **3棟以上申請**する者が提出する資料

① **「クリーンウッド法」に基づく登録**を受けていることがわかる資料

(3)-2 上記(3)-1 ①に加え、次の5つのいずれかの資料

① 公募要領第4の8に基づく**様式1号(共同申請)**及び**安定供給の締結等**を示す資料

② **建築物木材利用促進協定の締結**を示す資料

③ **建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請**とわかる資料

④ **申請者が発注した者が「もりんく」の事業者登録と「JAS等構造材」の製品登録**を示す資料

⑤ **炭素貯蔵量の算定資料、建築時の二酸化炭素排出削減効果の算定**をすることの確認(様式1号にてチェック)

2 助成金交付申請書関係(助成金の申請)

- (1) 様式6号、様式6号-2
- (2) 様式6号の添付付属資料(申請する部材に応じて添付)
 - ① 助成対象に係る部材等の領収書又は請求書
 - ② 工事記録写真
 - ③ 公募を開始した日以降に着工(調達)されたと判別することができる書類
 - ④ 事業採択通知書の日付前に助成対象の建て方が完了していないことの証明(工程表)
 - ⑤ 助成対象に係る部材がクリーンウッド法に基づき合法であることを証明できる資料
 - ⑥ 確認済証の写し等
 - ⑦ 木拾い表、配置図、平面図、立面図、軸組図、梁伏せ図(助成対象木材が判るよう記載・図示)

6. 木材の調達の留意点

●木材調達時における留意点(合法伐採木材の証明方法)

交付申請時に、合法伐採木材の証明書を提出しなければならないため、調達時に合法性が確認できるものであるかについて確認が必要です。

合法性を確認するためには、施工者や納入業者が、クリーンウッド法の登録業者等である必要があります。

○本事業におけるクリーンウッド法の登録業者等とは……

本事業では、以下のいずれかの登録や認定を受けた業者の確認を行いますので発注先にご確認ください。

① クリーンウッド登録事業者

登録事業者等の情報は、合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」で確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

② CoC認証制度の認証事業者

森林認証制度に関する情報は下記より確認できます。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con_3_1.html

③ 森林・林業・木材産業関係団体の認定事業者

関係団体が森林事業者等から調達者等の事業者に至るまでの各事業者に対し、合法性、持続可能性への取り組みを認定したものです。下記の合法木材ナビで確認できます。

https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

④ 都道府県による森林、木材等の認証事業者

都道府県による森林、木材等の認証事業者は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4kennsannzai.pdf>

6. 木材の調達の留意点

○合法性が確認できる条件

合法性が確認できる場合は以下のとおりです。

- ① 施工者(申請者)がクリーンウッド法の登録業者等の場合(図1)
- ② 登録事業者から施工者(現場)へ直に木材が納品される場合(図2-1、図2-2)
ただし、交付申請時に、登録番号等が記載された納品書等が必要となります。
図2-2のように受発注先の業者が登録事業者でなくとも、納入業者が登録事業者であれば問題ありません。
- ③ 木製サッシの場合、①及び②の場合に加えて、図3のように、木製サッシの原料(木材)を登録事業者から調達している木製サッシ製造者から木製サッシを供給される場合

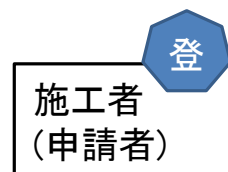


図1. 施工者が登録業者

→○

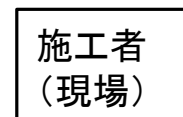


図2-1. 登録事業者から直に納品される場合その1

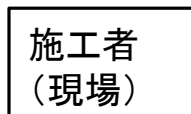
→○

物流

商流



クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等



商流

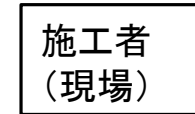
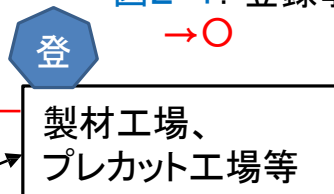
図2-2. 登録事業者から直に納品される場合その2

→○

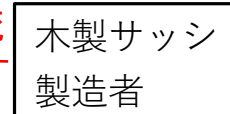
物流



商流



物流



物流

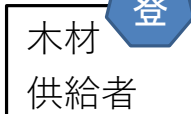


図3. 登録事業者から原料(木材)を調達している
木製サッシ製造者から納品される場合

→○

6. 木材の調達の留意点

× 合法性が確認できない場合

合法性が確認できない場合は、**施工者(申請者)が登録事業者でなく、且つ登録事業者等から直に木材納品されない場合**です。

- ① 図4のとおり製材工場、プレカット工場等が登録事業者であっても、施工者(申請者)や流通業者等が登録業者等ではない場合は、合法性が確認できません。
- ② 図5のとおり流通業者が登録事業者であっても、製材工場、プレカット工場等が登録事業者ではないので、合法性が確認できません。

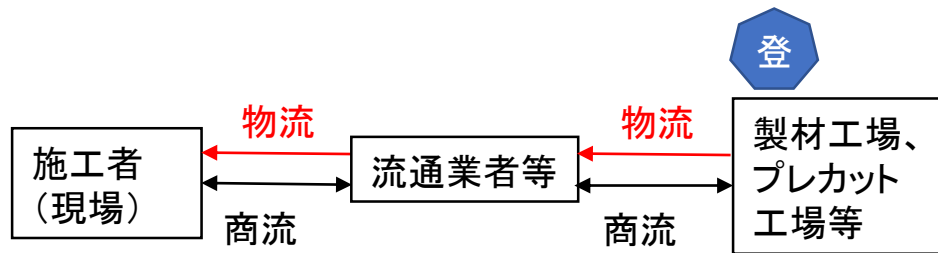


図4. 登録事業者から直に納品されない場合その1

→ ×

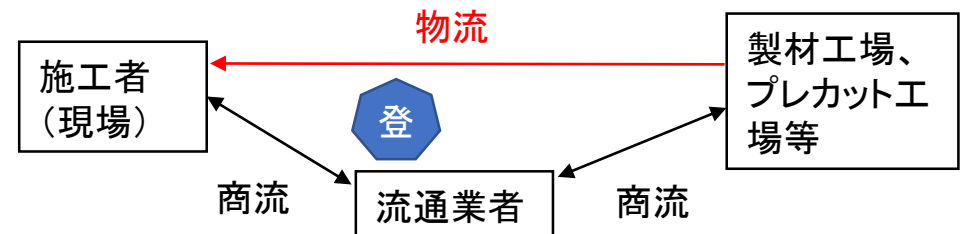


図5. 登録事業者から直に納品されない場合その2

→ ×



クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

7. 施工写真の撮影の留意点

※写真撮影は「木質耐火部材等」「JAS構造材」「内装材」「木製サッシ」全助成対象に対して必要です

■写真撮影(※詳しくは「写真撮影の手引き」を参照してください。)

① 荷受け検収写真

材料を現場に荷受けした際の写真
検収ごと(トラックでの搬入の場合はトラックごと)に撮影

② 施工写真

助成対象木材の写真撮影

- ・JAS構造材の種類ごと、部材種ごと(柱、梁、壁、床等)に撮影する。
- ・対象部材とその配置関係が分かるように引いて撮った写真、JASマークの印字が判別できるようにアップで写真を撮影する。
- ・写真撮影の手引きに従って必要事項を記入した黒板と一緒に撮影する。

留意点

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。
その場合、JAS製品であることの証明書が必要となります
工事名は、事業申請書の物件の名称としてください。

JASマークの写真は「JAS構造材」及び「木質耐火部材等」のうち「燃えしろ木材」が助成対象の場合に限り必要となります。

引いて撮った写真



アップで撮った写真



写真 施工写真の例

7. 施工写真の撮影の留意点

③ 内観写真

- ・助成階の建て方完了時の写真。
- ・階ごとに全体が判るように撮影する。
- ・JASマークもできるだけ写るようにする。



写真 内観写真の例

④ 外観写真

- ・建物全体の建て方完了時の写真。
- ・異なるアングルで全体を2枚以上撮影する。
- ・黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影する。



写真 外観写真の例

7. 施工写真の撮影の留意点

■JASマーク撮影の例

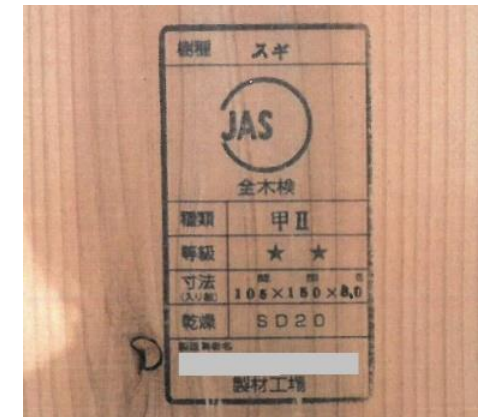
① 機械等級区分構造用製材



③ 構造用集成材



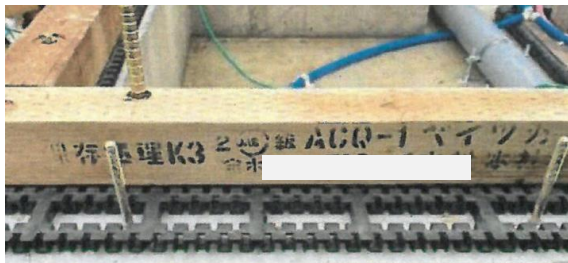
⑤ 目視等級区分構造用製材



② 枠組壁工法構造用製材



④ 保存処理材



⑥ 構造用合板



※等級の表示(E70など)があってもJAS製品ではない場合がありますのでご注意ください。

※海外機関が認証したJAS以外の認定材も対象外となります。

※JASと同等の性能があってもJAS以外は対象外となります。

JAS製品であることの証明書

様式第6号 別添3

令和 年 月 日

JAS製品であることの証明書

会長 菅野 康則 殿

会社名 _____
 住 所 _____
 代表者役職名 _____
 氏名 _____

当社が供給した下記の木材は、JAS製品であることを証明いたします。

事業番号	
申請者名	

[illegible]

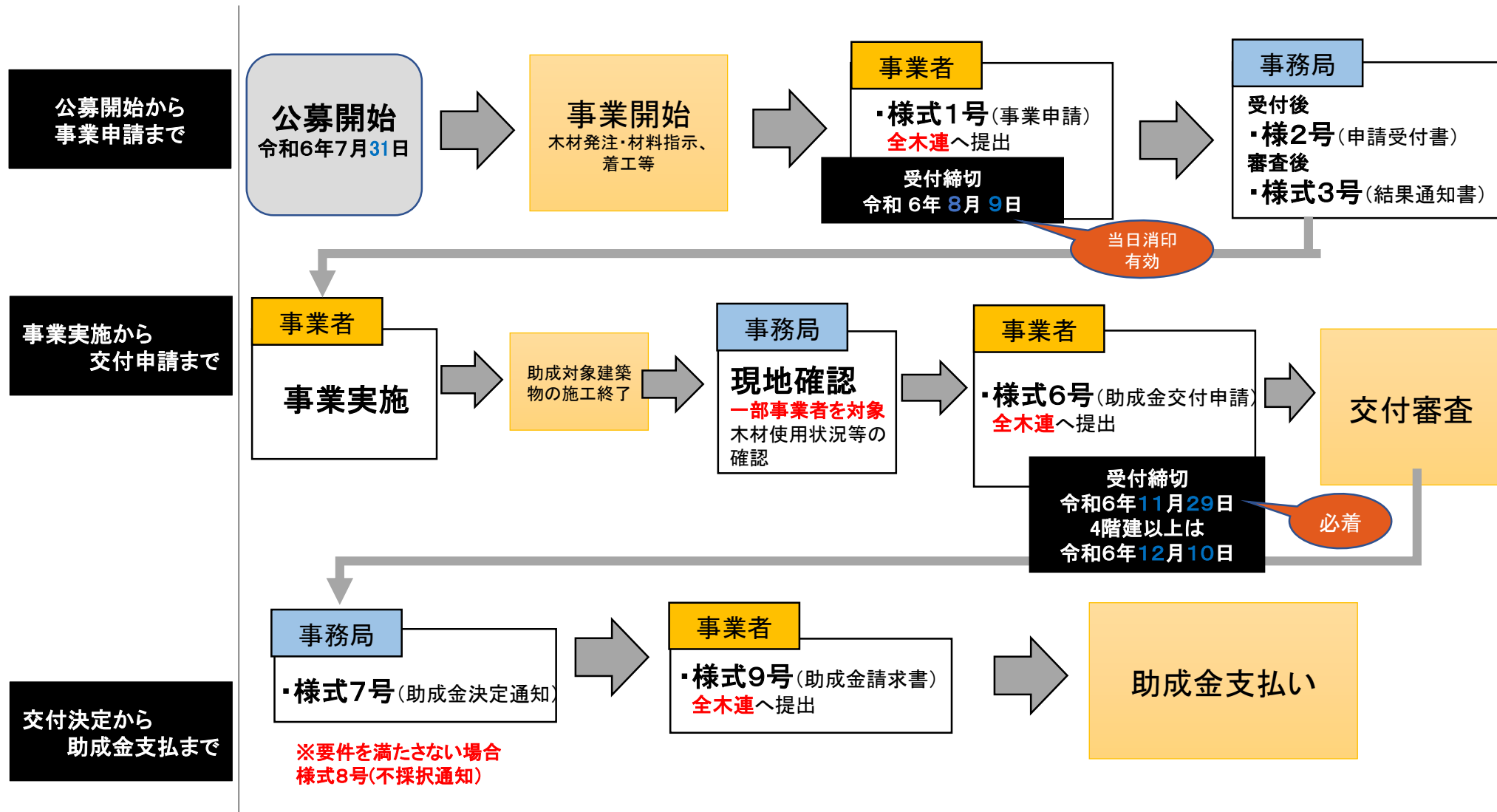
※記入例：「別添納品書のNo.4」、「別添出荷証明書のCLT材の全て」など

・納品書等との関係が判るように
該当項目や明細に記載された通し番号
等を記入してください。

※写真またはJAS製品であることの証明書によってJAS構造材が使われたことが確認できない木材は、助成できません。

申請の流れ

スケジュール



必ず公募要領をお読みください。

お問合せはメールでお願いします。
info@toshimokuzai.jp

申請書の提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル3F

一般社団法人 全国木材組合連合会
都市木材需要拡大事業事務局

詳細はウェブサイトにて

<https://toshimokuzai.jp/>



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



全木連補助事業 事務局
info@toshimokuzai.jp



木材で街づくり @toshimokuzai